

○ 財務省告示第 45 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 4 年 1 月 20 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 25 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 19 回	400,000,000 円	101.82 円
〃	第 20 回	400,000,000 円	102.17 円
〃	第 23 回	1,000,000,000 円	104.04 円
〃	第 24 回	1,700,000,000 円	104.29 円
〃	〃	2,000,000,000 円	104.39 円
〃	第 25 回	2,000,000,000 円	107.35 円
〃	〃	5,500,000,000 円	107.53 円
〃	〃	2,000,000,000 円	107.54 円
〃	〃	2,000,000,000 円	107.59 円
〃	〃	500,000,000 円	107.63 円
〃	〃	2,000,000,000 円	107.64 円

〃	〃	500,000,000 円	107.69 円
合 計		20,000,000,000 円	